

## 附属機関等の委員の公募に関する指針

(平成 15 年 4 月 1 日制定)

(平成 16 年 4 月 1 日改正)

(平成 18 年 4 月 1 日改正)

(平成 20 年 4 月 1 日改正)

(平成 23 年 4 月 1 日改正)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

(平成 29 年 4 月 1 日改正)

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

### 1 目的

この指針は、県が設置する附属機関等の審議に県民の意見等を反映させることを通じて参画と協働による県行政を推進するため、県民の参画と協働の推進に関する条例（平成 14 年兵庫県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 9 条第 3 項及び附属機関等の設置及び運営指針（平成 12 年 4 月 1 日制定）4 (3)ウの規定に基づき、条例第 9 条第 1 項の規定に基づく附属機関等の委員の公募を行うために必要な事項を定めるものとする。

### 2 委員の公募を行う附属機関等の基準

附属機関等の委員を選任しようとする場合は、法令等の規定により、公募を行う余地がない場合を除き、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、公募を行うものとする。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる事項に該当する附属機関等は、同項に該当しないものとして、公募を行わないことができる。

#### (1) 県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものではないと認められる次のアからオまでのいずれかに該当する附属機関等

ア 行政処分等の事前審査又は助言を目的とするもの

イ 不服申立ての審査を目的とするもの

ウ 紛争の調停を目的とするもの

エ 試験の実施を目的とするもの

オ 関係機関相互の連絡調整等を図ることを目的とするもの

#### (2) 県民の意見を反映させることが適当であると認められない次のアからウまでのいずれかに該当する附属機関等

ア 審議結果によっては特定の者又は団体等に利害を及ぼすことが想定される場合

イ 審議に当たって極めて高度な専門知識等を必要とする場合

ウ その他広く県民から公募することが適当であると考えられない場合

### 3 公募による委員選任の基準

委員の選任に当たっては、県民の視点を審議に反映し、多数の県民の参画を求める観点から、以下の基準により、委員を公募する。

#### (1) 公募の対象

原則として、次のアからウまでの要件をすべて満たす者を対象とする。

ア 県内に在住し、又は在勤する者

イ 国会若しくは兵庫県議会の議員又は国若しくは地方公共団体の常勤職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者を除く）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員でない者

ウ 当該附属機関等の委員として参画する意欲及び調査審議に必要な知識を有する者

#### (2) 公募枠の設定

原則として、委員総数の1割以上を公募により選任する。ただし、当該附属機関等の中立性又は専門性の確保に支障が生ずる場合は、この限りでない。

#### (3) 再任及び併任の取り扱い

同一附属機関等における公募による委員の再任及び他の附属機関等の公募による委員との併任は、原則として行わないものとする。ただし、当該附属機関等における審議の継続性を確保する等の必要性を十分に検討したうえで、やむを得ないものと認められる場合は、この限りでない。

### 4 公募ができない場合の事前協議

この指針の対象となる附属機関等のうち、委員の選任を行うに当たり、2に定める基準により公募を行わない場合又は公募を行う場合において3に定める基準によることができないときは、別紙様式により、県民生活部県民生活課と事前協議を行うものとする。

### 5 募集及び選考の際の留意事項

#### (1) 委員の責務等

選任された委員は、条例第9条第2項に規定に基づき、誠実に職務を遂行し、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べることとなるので、委員の公募に当たり、次のアからウまでに掲げる事項の募集要項等への記載その他の方法により、周知を図るものとする。

ア 委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと。

- イ 委員の地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用してはならないこと。
- ウ 審議において知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

## (2) 応募資格の設定

委員の公募を行うに当たっては、応募者の意欲及び知識の有無を確認するため、必要に応じて一定の職務経験、特定の技能資格その他の応募資格を設定する。

## (3) 選考方法

公募による委員の選考に当たっては、当該附属機関等の委員及び主管部次長等で構成する選考委員会を設け、作文等の書面審査及び面接の実施により決定するものとする。

## 6 公募内容の周知

公募の実施に当たっては、公募内容を県のホームページ、記者発表、募集用チラシの配布等により広く周知するものとする。

## 7 公募による委員に対する運営上の配慮

公募の運営に当たっては、公募による委員が附属機関等の審議等に積極的に関わることができるよう以下の事項に配慮するものとする。

- (1) 審議内容等に関する学習の機会を提供すること。
- (2) 審議において、発言しやすい雰囲気づくりに努めること。
- (3) 必要に応じて審議以外の活動機会の提供に努めること。

## 8 その他の委員会等の委員の公募等

要綱等に基づき設置する委員会等であって、附属機関等の設置及び運営指針2の附属機関等に該当しないものの委員の公募等については、2から7までに定めるところに準じて行うよう努めるものとする。

## 9 適用

この指針に基づく委員の公募は、条例の施行の日以後に行う委員の選任から行うものとする。

(別紙様式)

県民生活課 使用欄	課長	副課長	班長	主幹	担当	調書提出日	年 月 日	
							連絡日	年 月 日
	【意見】							

### 附属機関等委員の公募に関する事前協議調書

附属機関等名称							
担当部局等 課室班名							
担当者職氏名 (電話番号等)							
委員数等	今回選任予定数 人						
	内	学識経験者	人	行政関係者	人	関係団体代表	人
	訳	県職員	人		人		人
「2 委員の公募を行う附属機関等の基準」に応じた委員の公募を行わない場合の理由							
「3 公募による委員選任の基準」を満たさない場合の理由							
公募委員選任に向けた今後の取り組み方針等							